

政策調整会議の概要

開催日：H16.7.29

項 目

- 1 9月補正予算の編成方針について【総務部】
- 2 政策協議のまとめについて【企画振興部政策推進担当】
- 3 その他

内 容

- 1 9月補正予算の編成方針について
総務部より説明を行った後、意見交換を行った。

[説明要旨]

- ・ 9月補正予算については、見積要領にしたがって見積もっていただきたい。
- ・ 歳出においては、例年9月補正予算で見積もることとしているもののほかに、厳しい経済状況への対応として雇用創出効果が見込まれる事業など、緊急かつ真にやむを得ないものを見積もること。この場合、新たな財源措置を伴うものは、原則として振替財源が必要である。
- ・ また、本年度内に処分に着手することで、早期に売却収入が見込める遊休財産については、必要な経費を計上していただきたい。
- ・ 公共事業部門等で、年度内の工期確保が難しいと思われる事業については、繰越明許費予算を計上し、国と調整のうえ翌年度にわたる債務負担手続きを取っていただきたい。これまで繰越の予算処理は年度末（2月県議会提案）だったが、確認・整理できる時点で行なう（他県と足並みを揃える）。
- ・ 予算編成作業の日程については、8月23日及び24日で財政課長ヒアリングを、9月2日に知事査定を行なう予定である。
- ・ 執行留保の取扱いについては、普通交付税の算定結果を踏まえて投資的経費に係る留保額については景気対応もあり解除するが、無駄のない適正な執行をお願いしたい。
- ・ なお、その他経常経費に係る留保額は、執行留保を継続することとするが、緊急かつ真にやむを得ない理由によって支障が生じた場合は、別途財政課に協議をしていただきたい。

(副知事から)

遊休財産については、処分計画に基づき順次処分されていることと思うが、この厳しい財政状況のなかでは少しでも多くの財源を必要としている。

したがって、処分計画上本年度に処分対象となっているもの以外の財産であっても、長期無償貸付しているものや利用しなくなっているものについて、ぜひ処分を検討していただきたい。

[主な意見]

- ・ その他経常経費の執行留保は、どのような場合に解除されるのか。
基金取り崩しをできるだけ避けて翌年度の財源としたいので、その他経常経費の執行留保は原則として解除せずに、2月に減額補正としたい。
緊急かつ真にやむを得ない場合の留保解除は、個別に判断するので財政課に別途協議いただきたい。
- ・ 遊休資産の処分について、地方自治法では、不動産鑑定評価のうえ入札することとなっているが、不落になるものがある。これをどうするかが悩ましい。総務部では不動産協会への委託をしたが、結果はあまり思わしくないと聞く。他部局での取り組みなどで良いアイデアあれば、情報提供願いたい。
土地開発公社所有の土地売却に関して、包括外部監査人から安くしてでも売らなくてはならない、との指摘を受けている。今後、随意契約してでも売ることができるような方策を考えていきたい。

2 政策協議のまとめについて

政策推進担当理事より説明を行った後、意見交換が行なわれた。

[説明要旨]

- ・ 政策協議のまとめについては、各部局と内容について調整したものである。平成17年度以降の予算対応が必要なものもあるため、今後もフォローアップしていきたい。
- ・ 部局を問わず全庁に関連するものを中心に、抜粋して説明すると、

[部局単独テーマ]

・ 総務部

庁内外を問わず、現在の財政危機の状況を認識してもらう必要があるため、知事自らが現状や対応方向等を説明することが確認された。これを受けて、先の7月県議会の提案理由説明や、本庁所属長を対象にした説明会の実施などが行なわれた。

なお、この本庁所属長への説明会はビデオテープに録画しており、このテープを各部局に1本ずつ配布する予定であるので積極的に活用していただきたい。

・ 企画振興部

土佐くろしお鉄道(株)については、厳しい経営状況を受けて関係自治体も含めて協議し、本年10月を目途に経営改善計画を取りまとめることとなった。

・ 情報化戦略推進担当

汎用コンピュータのリース期間が平成17年9月に満了することから、次期システムへの更新を迫られている。その対応方針としてはダウンサイジングすることを基本とするが、現在汎用機処理している66業務のうち、どの範囲まで行なうかは予算編成過程で選択することとなった。

・ 文化環境部

NPOとの協働事業の予算計上については、特別枠を組まずに、16年度と同様のものとする事になった。

また、県に関する情報をNPOへ提供することについては、文化環境部がその窓口となつて行なうこととなった。

・ 産業技術委員会

海洋深層水を活用したミネラル調整液やその粉末の商品開発・事業化は、商工労働部と連携して取り組む。また、海洋コアについても、政策総合研究所や企画振興部とも連携して取り組んでいく。

科学・技術アカデミーについては、11月30日に知事へ中間報告を行なう予定であるが、それまでの各部局とのやり取りとその状況を、庁内で情報共有するための具体的な方法を考えて進める。

・ 森林局

「木の文化県構想」に基づく公共建築物の木造化への取組みは、その基準づくりについての決定権限を森林局が持つて行なう。

・ 港湾空港局

公物管理のアウトソーシングに関しては、事故がおきた場合の賠償責任問題など他の公共部門と共通の問題点が多いため、連携してその管理責任の帰属や範囲等について検討していく。

[部局横断テーマ]

・ 組織のあり方

平成18年4月を目標に、各出先機関の所管区域・名称等を基本的には統一する方向で検討する。

また、出先機関の総合事務所化やネットワーク化は、市町村合併やアウトソーシングを見定める必要があり、現実の機能面でもいろいろの意見があるため、当面手を付けないという整理。

しかし、本庁と出先機関という「縦」のつながりだけで仕事をするのではなく、地域ブロックを全体で見てサポートし、仕事をしていくことは大切なので、出先機関における「横」のつながりのあり方・本庁の横の連携について検討し、できることから実施していくという大きな確認をした。

- ・ 社会資本整備

関係部局から様々な意見が出された。大づかみにできたことは、平成17～19年度までの短期的視点での優先度判断は現実問題として対応が迫られるが、各部局で「どうしてもこれはやり遂げたい」というものを出し合って議論するという手法が現実的対応ではないか。

また、今後10年程度の中長期視点で高知県の社会資本整備をどうしていくのが問われる。その考え方として、これからの高知県の社会資本としてミニマムな姿を各公共部門が示す必要があるのではないか。優先度を判断するには、20～30年後の高知県の姿を描いておくべきであり、人口70万人時代の主要なデータなどが必要である。

また、社会資本を目的・性格別（例えば「防災」・「交通」・「基盤整備」など）に大きく分類したうえで、その区分のなかでの優先度や、区分間での優先度を検討してみることも必要ではないかとの議論があった。

- ・ 南海地震対策

県庁職員が、地域での自主防災組織づくりに率先して取り組むためにも、救急救命や自主防災リーダー研修について、仕事の1つとして参加できる仕組みづくりを総務部と協議し検討することとなった。

- ・ 県内企業に対する信用供与

地方自治法で随意契約が許される160万円以下の物品を対象に、公的調達するシステムを平成17年度にスタートする。庁内関係部課で立ち上げる審査機関に対して県内企業が製品をエントリーし、審査のうえ採用リストに登載する仕組みとする。各課においては、このリストを基に物品購入することとなるので、今後の動向について留意いただきたい。

なお、土木製品については別途、小委員会の審査機関で対応する。

[主な意見]

- ・ 説明資料で使用している用語や略語で不明なものがあるので、分かりやすくしてほしい。
- ・ 社会資本整備で、短期的視点での優先度判断してやるとのことだが、予算への反映はどのようにするのか。

いろいろ議論したが、一本の評価軸を出すことは困難であるので、平成17年度に向けて各部局が「これはどうしても」というものを出していただいたうえで議論する、ということである。

- ・ NPOとの協働に関しては、協働事業をNPOから募集したところ、26事業の提案があった。本年度実施分は15事業あり、これらは今後審査による絞込みをかけるため、予算枠である300万円には収まる予定である。ただ、来年度以降実施分の11事業については、本年度を上回る予算額を必要とするものがある。

また、県職員と協働する場面では、県職員の派遣が必要になる場合がある。そういったときに、該当部局の定員枠はどのように扱うのか、といった課題も出てきているので、あらためて議論したい。

3 その他

総務部より、一般健康診断の受診状況について報告が行われた。

[説明要旨]

- ・ 一般健診の受診率について、年代別では50歳から54歳台の職員が75.2%、55歳から59歳台の職員が77.5%と、他の年代が概ね90%代であるのに比べて低くなっている。
- ・ 人間ドックでも、昨年63名が不受診であった。
- ・ 不受診の理由で多いものが、「仕事が忙しい」となっているので、各所属長は職員の受診状況に留意し、必ず受診するようフォローしていただきたい。
- ・ 各所属長は、職員の健康状態や治療経過などにも留意いただき、健康管理の取組みを進めていただきたい。